

山形県県土整備部 I C T 活用工事実施要領の概要

山形県県土整備部 I C T 活用工事試行要領等については、平成 29 年 4 月の I C T 土工試行要領をはじめとして工種毎に試行要領を制定し、取組を拡大してきたところです。令和 6 年 7 月の入札契約制度改定において総合評価落札方式における I C T 活用工事の適用が拡大されたことに伴い、名称を改め山形県県土整備部 I C T 活用工事実施要領を制定し、令和 6 年 10 月 1 日以降の工事に適用することとします。

また、この度の制定において適用する国土交通省 I C T 活用工事実施要領（国実施要領）は令和 6 年 4 月版を適用するものとします。

■ I C T 活用工事試行要領 (1 2 要領)	➤	I C T 活用工事実施要領 (国実施要領 1 5 工種 (R6. 4))
■ B I M / C I M 活用工事試行要領	➤	改定なし
■ B I M / C I M 監理業務試行要領	➤	改定なし
■ B I M / C I M 活用業務試行要領	➤	改定なし

実施要領の構成と国土交通省 I C T 活用工事実施要領との関係について

これまでは国実施要領を基に山形県県土整備部 I C T 活用工事試行要領を制定していましたが、山形県県土整備部 I C T 活用工事実施要領（県実施要領）では、県実施要領及び国実施要領に基づき実施することとします。

県実施要領は、発注方式や工事成績評定等 I C T 活用工事実施の推進のための措置等に関して国実施要領と運用が異なる部分について扱いを定めるものとしています。このため、両実施要領の記載内容の優先は、県実施要領、国実施要領の順とします。

また、県実施要領は実施要領本体と国実施要領の工種に応じた入札公告・特記仕様書記載例で構成されています。

- 県実施要領 … ・実施要領本体
- ・入札公告・特記仕様書記載例（土工編、土工 1000m³ 未満編、小規模土工編、法面工編、擁壁工編、地盤改良工編、基礎工編、河川浚渫編、舗装工編、舗装工（修繕工）編、構造物工（橋梁上部）編、構造物工（橋脚・橋台）編、コンクリート堰堤工編）

各種関係通知との関係について

総合評価落札方式運用ガイドライン等の関係通知において「山形県県土整備部 I C T 活用工事試行要領」を参照するものについては、「山形県県土整備部 I C T 活用工事実施要領」と読み替えるものとします。

旧要領（令和6年7月改定版）と運用が変更となる箇所について

■ 対象工種の拡大

国実施要領に基づく運用となるため、対象工種の適用範囲が拡大され、「河川浚渫」「構造物工（橋梁上部）」「コンクリート堰堤工」が新たに対象となります。

■ ICT施工における積算基準の当面の運用

ICT土工等の面管理での出来形管理を行う工種において、旧要領では3次元出来形管理や3次元データ納品等に要する経費については、共通仮設費率、現場管理費率に補正係数を乗じて計上していましたが、この度の運用変更に伴い、補正係数により算出される金額と見積金額とを比較し、適切に費用を計上する運用へ変更となります。

国積算要領

5. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

(1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

- ・ 共通仮設費率補正係数 1.2
- ・ 現場管理費率補正係数 1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～5)とし、ICT活用工事（法面工）実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、変更の対象としない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理（現場吹付法砕工は除く）
- 5) その他の 3次元計測技術 を用いた出来形管理

(2) 費用計上にあたっての留意事項

1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。

2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

※(2)は諸経費補正により過大に費用が計上されることを防ぐために見積りと比較するものであり、諸経費補正額が大きくなる工事費がある程度大きい工事での効果が想定されます。ICT活用工事（土工）推進モデル工事試行要領については上記の趣旨とは逆に、諸経費補正額が小さくなる規模の小さい工事において諸経費補正額が過小となるものを防ぐことが目的であり、モデル工事の対象工事についてはモデル工事試行要領の適用が優先されますのでご注意ください。

■ 法面整形工（1000m3未満）の取扱い

法面整形工（1000m3未満）については旧要領では「法面工」の適用範囲となっていたましたが、「土工 1000m3未満」の適用へ変更となります。